

各 地 方 機 関 の 長

殿

各 都 道 府 県 警 察 の 長

( 参 考 送 付 先 )

庁 内 各 局 部 課 長

警 察 庁 丙 少 発 第 2 9 号

警 察 庁 丙 生 企 発 第 1 5 1 号

警 察 庁 丙 地 発 第 3 9 号

警 察 庁 丙 捜 一 発 第 2 9 号

警 察 庁 丙 給 厚 発 第 3 0 号

平 成 1 2 年 1 1 月 1 6 日

警 察 庁 生 活 安 全 局 長

警 察 庁 刑 事 局 長

警 察 庁 長 官 官 房 長

児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた児童虐待への適切な対応について

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）については、平成12年5月に成立、公布され、本年11月20日に施行されることとなった。

児童虐待への対応については、これまでも、取組みを強化してきたところであるが、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的として制定された同法の趣旨を踏まえ、下記の点に留意し、遺憾のないようにされたい。

なお、「児童虐待に対する取組みの強化」（平成11年12月16日付け警察庁丙少発第26号等）については廃止する。

## 記

### 第1 早期発見及び適切な対応

#### 1 児童虐待の早期発見と通告

児童虐待防止法第5条では、「児童の福祉に職務上関係のある者」は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童の早期発見に努めなければならない旨が規定されており、警察職員もこれに該当し得るとされている。さらに、児童虐待防止法第6条では、児童虐待を受けた児童を発見した者に対して、児童相談所等への通告義務が課されている。

この趣旨を踏まえ、組織全体として児童虐待事案の早期発見の徹底を期するとともに、児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、児童相談所等に通告すること。

このため、少年部門のみならず、地域部門、刑事部門、被害者対策部門等各部門において、児童を被害者とする事案等の捜査、街頭補導、少年相談、急訴事案の取扱い等の各種警察活動に際し、児童虐待事案の伏在を念頭に置いて、児童虐待に係る情報

の把握を図ること。

その際、児童虐待に該当するか必ずしも明確でない事案に係る情報も含め、児童虐待事案の認知につながり得る情報を前広に把握すること。また、地域部門、刑事部門、被害者対策部門等が認知した情報が確実に少年部門に伝わるようにするなど、関係部門の連携を密にするとともに、少年部門を中心に、児童相談所等の関係機関と前広に連絡を取り合うことなどにより、組織としての認知情報の集約に配慮すること。

## 2 警察官の援助

児童虐待防止法第10条では、児童相談所長等による児童の安全の確認、一時保護又は立入調査等（以下「職務執行」という。）に際し、必要があると認めるときに警察官の援助を求めることができることが規定されている。従来から、児童相談所長等による立入調査等に際して、必要に応じ警察官による支援が行われていたところであるが、児童相談所長等と警察官との連携協力がより一層円滑かつ効果的に行われることを期待し、警察官の援助について規定されている。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

この趣旨を踏まえ、児童相談所長等から援助を要請された場合は、緊急の場合を除き、速やかに児童相談所長等と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討し、事案に即した適切な援助に努めること。

なお、職務執行そのものは、児童相談所長等がその権限と専門的な知識に基づき行うべきものであり（ただし、児童虐待防止法第8条及び児童福祉法第33条第1項に基づき警察官が一時保護の委託を受けたときはこの限りではない。）、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

また、児童相談所長等からの援助要請の有無にかかわらず、警察官が児童の保護等のため必要と認める場合は、所要の警察上の措置を的確に講じること。

## 3 児童の支援等

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、少年相談専門職員、少年補導職員等による児童のカウンセリング等、保護者に対する助言指導、家庭環境の調整等の支援を的確に実施すること。

また、児童虐待防止法第14条第2項では、児童の親権を行う者であることを理由として免責されない旨が規定されており、この趣旨を踏まえ、児童を保護する観点か

らも、関係部門が緊密に連携し、事件として取り扱うべき事案については適切に事件化を図ること。

## 第2 体制の整備等

### 1 体制の充実強化

児童虐待防止法第4条第1項では、国及び地方公共団体は、児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関の体制の整備に努めることが規定されている。

この趣旨を踏まえ、少年サポートセンターを中核とする被害児童に対する保護体制等を充実強化すること。

### 2 関係機関との連携の強化

前記1と同様の趣旨で、関係機関及び民間団体の連携の強化に努めることが規定されている。

この趣旨を踏まえ、児童相談所をはじめ、保健医療機関、学校、民間被害者援助団体等関係機関・団体との実質的かつ効果的な連携をより一層強化すること。

### 3 関係部門間の連携の強化

認知情報を少年部門に集約することはもとより、事案の早期発見、児童相談所等への通告、児童虐待防止法第10条に基づく警察官の援助、児童の保護、事件化等に当たっては、少年、地域、刑事、被害者対策部門等の関係部門が真に実効の上がる連携を行い、組織的に対応すること。

### 4 指導、教養の徹底

児童虐待防止法第4条第2項では、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童に対し専門的知識に基づく適切な保護を行うことができるよう、関係機関の職員の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずることが規定されている。

この趣旨を踏まえ、広く関係職員に対して、児童虐待防止法の内容、運用上の留意事項等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して確実に指導、教養を行うとともに、児童の保護及び保護者への支援を行う職員に対して、児童虐待問題に関する専門的な知識・技能の向上のための教養を充実すること。